

「熊本市」「菊陽町」が実施している 「医療費助成事業」の新規受託について（お知らせ）

■実施機関番号

熊本市	こども (医科、保険薬局及び 訪問看護ステーション)	80.43.001.0
	こども (歯科)	81.43.001.9
	ひとり親家庭等	83.43.001.7
菊陽町	重度心身障害者	85.43.080.9

■新規で受託する医療費助成事業の概要

	区分	法別	対象者	自己負担	
				入院	入院外
熊本市	こども (医科、保険薬局 及び訪問看護 ステーション)	80	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	なし	0歳から2歳 なし 3歳～小6 700円/月 中1～高3 1,200円/月 ※1医療機関及び訪問 看護ステーション毎 保険薬局 なし
	こども (歯科)	81		なし	0歳から4歳 なし 5歳～小6 700円/月 中1～高3 1,200円/月 ※1医療機関毎
	ひとり親 家庭等	83	ひとり親家庭などの父または母(扶養する児童が20歳に達する誕生日まで)や児童(18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで)	保険診療における 医療費の一部負担金の3分の1	
菊陽町	重度心身 障害者	85	・満1歳以上 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者 ・療育手帳A1・A2の交付を受けている者 ・精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 ・福祉手当受給資格に相当する者 ただし、70歳以上及び1医療機関等における同一月内の一部負担金 が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする	1医療機関毎に 月2,000円を 上限	1医療機関・薬局 及び訪問看護 ステーション毎に 月1,000円を上限

※助成内容の詳細については各自治体HPをご参照願います

■受託年月：令和6年12月診療分

■対象医療機関等：県内の医療機関等

■その他

(1) 各市町村が実施している医療費助成事業につきましては、助成内容(対象年齢、自己負担等)が異なりますので、窓口において受給資格者証の提示を受けた場合は、必ず記載内容の確認をお願いいたします。

熊本市	こども (医科、保険薬局 及び訪問看護 ステーション)	80	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	なし	0歳から2歳 なし 3歳～小6 700円/月 中1～高3 1,200円/月 ※1医療機関及び訪問 看護ステーション毎 保険薬局 なし
	こども (歯科)	81		なし	0歳から4歳 なし 5歳～小6 700円/月 中1～高3 1,200円/月 ※1医療機関毎
	ひとり親 家庭等	83	ひとり親家庭などの父または母(扶養する児童が20歳に達する誕生月 まで)や児童(18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで)	保険診療における 医療費の一部負担金の3分の1	
菊陽町	重度心身 障害者	85	・満1歳以上 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者 ・療育手帳A1・A2の交付を受けている者 ・精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 ・福祉手当受給資格に相当する者 ただし、70歳以上及び1医療機関等における同一月内の一部負担金 が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする	1医療機関毎に 月2,000円を 上限	1医療機関・薬局 及び訪問看護 ステーション毎に 月1,000円を上限

(2) 医療費助成事業の新規受託に伴い、現在ご使用の医事システムによる受付業務等に支障のないよう
必要に応じて変更等をお願いいたします。